

		階層区分 (市町村民税額は前年度分) ※9月分以降は当年度分	利用者負担額																	
			平成27年4月1日入園			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			平成32年度		
			第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
A	1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	2	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3		その他世帯	2,000	1,000	0	2,000	1,000	0	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000	0
C	4	市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5		その他世帯	2,000	1,000	0	2,000	1,000	0	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000	0
	6	市町村民税所得割課税額 61,601円未満	ひとり親世帯等	3,000	0	0	3,000	0	0	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000	0
	7		その他世帯	6,000	3,000	0	6,100	3,050	0	5,800	2,900	0	5,800	2,900	0	5,800	2,900	0	5,800	2,900
	8	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	ひとり親世帯等	3,000	0	0	5,200	0	0	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000	0
	9		その他世帯	6,000	3,000	0	7,000	3,500	0	7,700	3,850	0	8,400	4,200	0	9,000	4,500	0	9,600	4,800
D	10	市町村民税所得割課税額 143,101円未満				7,300	3,650	0	8,600	4,300	0	9,900	4,950	0	11,200	5,600	0	12,500	6,250	
	11		市町村民税所得割課税額 211,201円未満	6,000	3,000	0	7,600	3,800	0	9,200	4,600	0	10,800	5,400	0	12,400	6,200	0	14,000	7,000
E	12	市町村民税所得割課税額 211,201円以上				8,300	4,150	0	10,600	5,300	0	12,900	6,450	0	15,200	7,600	0	17,600	8,800	

平成27年4月1日に認定された子どもについては、修了時まで平成27年4月1日入園の利用者負担額となります。
 平成27年4月2日以降に認定された子どもについては、入園した年度内は、当該年度の利用者負担額となりますが、次年度は、次年度の利用者負担額となります。
 対象児童の数は、幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に第1子、第2子と数えます。
 ただし、市町村民税所得割課税額77,100円以下の階層については、子どもの年齢にかかわらず、最年長の子どもから順に第1子、第2子と数えます。